

議案第68号

山都町水道事業給水条例の一部改正について

山都町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年9月2日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

水道事業の健全な経営基盤を構築し、将来にわたり安全な水道水を安定して供給することができるよう、水道施設の更新、耐震化等を計画的に進めるうえで必要な財源の確保及び費用負担の適正化を目的として、水道料金体系の見直し、水道料金、加入金及び給水装置工事設計審査手数料の額を改定するため、山都町水道事業給水条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町水道事業給水条例の一部を改正する条例

山都町水道事業給水条例（平成17年山都町条例第144号）の一部を次のように改正する。

第2条中「受けた区域」の次に「(以下単に「給水区域」という。)」を加える。

第3条中「施設した」を「布設した」に改め、同条に次の1項を加える。

2 この条例において「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。

第5条の見出し中「給水装置の新設等」を「給水装置工事」に改め、同条第1項中「給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去」を「給水装置工事を」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、法第16条の2第3項ただし書に規定する厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更の場合は、この限りでない。

第5条第2項中「規定により申し込んだ者」を「規定による申込みをした者」に、「前項の工事」を「当該給水装置工事」に、「同意書等」を「同意書その他関係書類」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 給水区域内の配水管が布設されていない地域において給水装置工事の申込みがあった場合における新たな配水管の布設に要する費用の負担については、管理者が別に定める。

第5条第4項中「前項」を「前項の場合」に、「計画的配水管の布設」を「配水管の計画的な布設」に改める。

第6条第1項中「分岐給水」を「分岐して給水」に、「本管所有者」を「分岐元の給水管の所有者（次項において「本管所有者」という。）」に改め、同条

第2項中「分岐給水使用者」を「分岐して新たに布設された給水管の使用者（次項及び第4項において「分岐給水使用者」という。）」に改め、同条第3項中「本管取得の」を「本管を取得する」に改め、後段を削る。

第6条に次の1項を加える。

4 分岐給水使用者が前項に規定する手続を行わないときは、給水を廃止したものとみなす。

第7条の見出し及び同条第1項中「給水設備」を「給水装置」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の場合において、給水装置が他人の土地又は家屋を占有することとなるときは、当該所有者との連署をもって申し込まなければならない。

第8条第2項中「前項」を「前項の規定による協議」に改める。

第9条第1項中「給水装置の新設、改造、修繕又は撤去」を「給水装置工事」に、「当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する」を「当該給水装置工事を行う」に、「及び撤去」を「又は撤去」に改める。

第10条第1項中「指定を」を「規定による指定を」に改め、同条第2項中「工事竣工後に町長の工事」を「当該工事のしゅん工後に管理者のしゅん工」に改め、同条第3項中「工事を」を「給水装置工事を」に、「当該工事」を「当該給水装置工事」に、「同意書等」を「同意書その他関係書類」に改め、同条第4項中「給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事」を「給水装置工事」に、「第5条の定める基準」を「第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準」に改め、同条第5項を削る。

第11条第1項中「水道メーター」を「町の水道メーター（以下「メーター」という。）」に改め、同条第2項中「水道メーター」を「メーター」に改める。

第12条第1項中「次」を「次に掲げる費用」に改め、同条第2項中「前条各号に定めるもののほか、特別」を「給水装置工事の工事費に、前項各号に掲げるもののほか特別」に改め、同条第3項中「規定する」の次に「給水装置工事の」を加える。

第13条第1項本文中「申込」を「申込者」に、「給水装置」を「給水装置工事」に改め、同条第2項中「工事竣工後」を「工事のしゅん工後」に改める。

第14条各号列記以外の部分中「次の場合において工事」を「次の各号のいずれかに該当する場合において、給水装置工事」に改め、同条第1号中「申込者」を「申込者が、管理者」に、「工事費予算額」を「給水装置工事の工事費の概算額」に、「納付通知」を「納付に係る通知」に、「納入」を「納付」に改め、同条第2号中「工事施行に際し」を「給水装置工事の施行に際して、」に改める。

第15条中「工事竣工」を「工事のしゅん工」に改める。

第16条第2項中「その」を「当該」に改める。

第18条ただし書中「竣工後」を「工事のしゅん工後」に改める。

第19条を次のように改める。

(所有権移転の場合の届出)

第19条 給水装置が他人の土地又は家屋を占有している場合において、当該土地又は家屋の所有権が移転したときは、新たな所有権者との連署をもって、10日以内に管理者に届け出なければならない。

第21条各号列記以外の部分中「次の5種」を「次に掲げるとおり」に改め、同条第1号中「その他に」を「又は営業用水として」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 公共用 地域の自治公民館又は集会施設(消防団詰所を含む。)において使用するもの

第21条中第4号を削り、同条第5号中「をいう。」を削り、同号ただし書中「ただし、住居者負担」を「(住居者負担)に改め、「除く。」を「除く。)」に改め、同号を同条第4号とする。

第22条第1号中「営業用、公衆用」を「公共用」に、「量水器」を「メーター」に改め、同条第2号及び同条第3号中「量水器」を「メーター」に改める。

第23条中「水道の」を削り、「町長にその旨」を「、管理者にその旨を」に、「給水使用者」を「水道の使用者」に、「設備所有者」を「給水装

置の所有者」に改める。

第24条中「町長」を「管理者」に、「居住する代理人」を「居住する者を代理人として」に改める。

第25条第1項第2号中「町長」を「管理者」に改める。

第26条の見出し中「水道」を削り、同条第1項中「町の水道メーター（以下「メーター」という。）」を「メーター」に改め、同条第2項中「町の」を削り、同条第3項中「給水装置」を「、給水装置」に改め、同条第4項中「これを」を「、これを」に改める。

第27条を次のように改める。

（メーターの貸与等）

第27条 メーターは、管理者が水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に貸与して、水道使用者等に保管させるものとする。

- 2 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、メーターを管理しなければならない。
- 3 水道使用者等は、前項に規定する管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又はき損したときは、その損害について賠償しなければならない。
- 4 管理者は、使用水量がメーターの使用基準を著しく増減する場合には、メーターの口径を変更させることができる。

第28条第1項第2号中「メーターの口径（以下「口径」という。）又は用途」を「用途又はメーターの口径」に改め、同条第2項第4号中「に変更があったとき、」を削る。

第29条の見出し中「消火栓」を「私設消火栓」に改め、同条第2項中「、消防」を「消防」に改め、同条第3項中「私設消火栓設備者は、火災の場合」を「私設消火栓の設置者は、火災が発生したとき」に改め、同条第4項中「10分」を「、10分」に改める。

第30条第1項中「水が」を「、水道水が」に改め、同条第2項中「前項」を「前項の場合」に、「その」を「当該」に改め、同条第3項中「第1項の」を「第1項に規定する」に改め、同条第4項中「第1項の」を「第1項に規定する」に、「とることを」を「講ずるよう」に改める。

第31条の見出し中「及び」を「又は」に改め、同条第1項中「水質」を「水質の検査」に改め、同条第2項中「実費額」を「実費相当額」に改める。

第32条の見出しを「(メーターの検査)」に改め、同条第1項中「給水使用者」を「水道使用者等」に、「量水器に」を「メーターに」に、「量水器の」を「管理者にメーターの」に改め、同条第2項中「前項の」を「管理者は、前項の」に、「消費水量を更正する」を「使用水量を更正しなければならない」に改める。

第33条第2項中「納入について連帯責任」を「納付について連帯して責任」に改める。

第34条を次のように改める。

(料金)

第34条 料金は、1箇月につき、次の表に掲げる用途及びメーターの口径区分に従い、使用水量に応じ基本料金及び従量料金の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、一時用は1立方メートル当たり、消火栓（演習用）は消火栓1個につき1回当たりをもって、それぞれ同表に掲げる額を乗じて得た額とする。

用途	メーターの 口径区分	基本水量	基本料金 1箇月につき	従量料金 7 m ³ を超える1 m ³ につき
一般用	13 ミリメートル	7 m ³ 当たり	1,320 円	187 円
	20 ミリメートル	7 m ³ 当たり	1,474 円	187 円
	25 ミリメートル	7 m ³ 当たり	1,496 円	187 円
	30 ミリメートル	7 m ³ 当たり	1,617 円	187 円
	40 ミリメートル	7 m ³ 当たり	1,804 円	187 円

	50 ミリメートル	7 m ³ 当たり	4,389 円	187 円
	75 ミリメートル	7 m ³ 当たり	5,412 円	187 円
公共用	—	7 m ³ 当たり	660 円	187 円
一時用	1 m ³ 当たり			374 円
消火栓 (演習用)	消火栓 1 個 1 回当たり			1,320 円

(注) 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

第 3 5 条第 1 項ただし書中「一時用水」を「一時用」に改める。

第 3 7 条第 2 項中「量水器」を「メーター」に、「同様」を「、同様」に改め、同条第 3 項中「、口径又はその用途」を「用途又はメーターの口径」に改める。

第 3 8 条を次のように改める。

(メーター異常時の水量計算)

第 3 8 条 メーターに異常を認めた場合において、前月の検針の時から当該メーターの修理が完了するまでの間の使用水量は、前月の使用水量により日割りをもって計算する。ただし、前月の使用水量がないときは、修理の完了後から当月の検針の時までの使用水量により日割りをもって計算する。

第 3 9 条中「消費水量」を「使用水量」に改める。

第 4 0 条中「無届」を「無届け」に改める。

第 4 2 条第 2 項ただし書中「納入」を「納付」に改める。

第 4 3 条を次のように改める。

(手数料)

第 4 3 条 管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の手数料を、申込者から、当該申込みの際に徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、申込みの後に徴収することができる。

(1) 管理者において給水装置工事の設計を行うとき 1 件につき当該工事費の 10 パーセントに相当する額

- (2) 第10条第1項に規定する指定を行うとき 1件につき10,000円
- (3) 第10条第2項の設計審査(使用材料の確認を含む。)を行うとき 1件につき2,000円
- (4) この条例の規定により納付しなければならない料金、手数料その他の費用が指定期間内に納付されていない場合に督促状を発行するとき 1回につき100円

第44条を次のように改める。

(新設工事の加入金)

第44条 給水装置の新設の工事を申し込む者は、申込みの際に、管理者に、加入金を納付しなければならない。

2 前項の加入金の額は、メーターの口径区分に従い、次の表に掲げるとおりとする。

メーターの口径区分	加入金の額
13ミリメートル	44,000円
20ミリメートル	110,000円
25ミリメートル	165,000円
30ミリメートル	231,000円
40ミリメートル	429,000円
50ミリメートル	638,000円
75ミリメートル	1,463,000円

(注) 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

3 給水装置工事の口径を変更する場合の工事の加入金は、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 口径を増加させる工事のとき 新旧メーターの口径に係る額の差額を加入金として徴収する。

(2) 口径を減少させる工事のとき 新たな加入金は徴収せず、また、既納の加入金は、還付しないものとする。

4 管理者は、特別の理由があると認めるときは、加入金について、減額し、又は免除することができる。

5 既納の加入金は、特別の理由がある場合を除き、還付しない。

第45条中「条例によって」を「条例の規定により」に改める。

第47条第1項中「、令第5条」を「令第6条」に改める。

第48条第1号中「第12条の工事費、第27条第3項の損害額、第34条の料金又は第43条の手数料」を「この条例の規定により納付しなければならない料金、手数料その他の費用」に、「納入」を「納付」に改め、同条第2号中「第35条の」を「第35条第1項の規定による」に、「又は第46条」を「若しくは第46条の規定による給水装置」に改める。

第49条第1号中「職務」を「その職務」に改める。

第51条各号列記以外の部分中「場合で」を「場合において」に改め、同条第3号中「未納による」を「第48条第1号に掲げる理由に基づく」に改め、同条第4号中「必要」を「給水装置を切り離すことが必要である」に改める。

第52条中「職員又は指示された者以外」を「管理者の職員又は管理者が指示した者以外は、」に改める。

第55条第2項中「前項に定める」を削る。

第57条第1号を次のように改める。

(1) 第5条本文の規定による管理者の承認を受けないで、給水装置工事を行った者

第57条第2号中「メーター」を「規定によるメーター」に、「第35条の」を「第35条第1項の規定による」に、「検査又は第48条の」を「規定による給水装置の検査若しくは第48条の規定による」に改め、同条第3号中「第30条第1項の」を「第30条第1項に規定する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第34条、第43条及び第44条の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の山都町水道事業給水条例(以下「新条例」という。)第34条の規定にかかわらず、令和4年4月1日前から継続して水道を使用する場合における令和4年4月分の料金(料金の算定に係る令和4年3月1日以後最初の1箇月の使用期間の料金をいう。)については、なお従前の例による。
- 3 新条例第43条の規定にかかわらず、令和4年4月1日前までに新条例第5条第1項の規定により申し込まれた給水装置工事に係る同条例第43条第3号に規定する設計審査の手数料については、なお従前の例による。
- 4 新条例第44条の規定にかかわらず、令和4年4月1日前までに新条例第5条第1項の規定により申し込まれた給水装置工事に係る同条例第44条第2項に規定する加入金の額については、なお従前の例による。

山都町水道事業給水条例(平成17年条例第144号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(給水区域)</p> <p>第2条 山都町水道事業の給水区域は、山都町の区域のうち水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第10条第1項による認可を受けた区域_____とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業の管理者の権限を行う町長(以下「管理者」という。)が<u>施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。</u></p> <p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 <u>給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)</u>又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。_____</p> <p>_____</p> <p>2 前項の規定により申し込んだ者(以下「申込者」という。)は、<u>前項の工事</u>_____について利害関係人がある場合は、その<u>同意書等</u>_____を提出しなければならない。</p>	<p>(給水区域)</p> <p>第2条 山都町水道事業の給水区域は、山都町の区域のうち水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第10条第1項による認可を受けた区域(<u>以下単に「給水区域」という。</u>)とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業の管理者の権限を行う町長(以下「管理者」という。)が<u>布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。</u></p> <p>2 <u>この条例において「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。</u></p> <p>(給水装置工事_____の申込み)</p> <p>第5条 <u>給水装置工事を</u>_____しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。<u>ただし、法第16条の2第3項ただし書に規定する厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更の場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 前項の規定による申込みをした者(以下「申込者」という。)は、<u>当該給水装置工事</u>について利害関係人がある場合は、その<u>同意書その他関係書類</u>を提出しなければならない。</p>

3 第2条に定める給水区域内であっても、配水管の布設していない地域で給水装置の申込みがあった場合において、その配水管の布設に要する費用の負担については、管理者が別に定める。

4 前項 _____ において、管理者は、計画的配水管の布設 又は水圧の関係により給水が困難であると認められる場合は、給水装置工事の申込みを保留することができる。

(分岐給水の申込み)

第6条 他人の給水管から分岐給水 _____ を受けようとする者は、本管所有者 _____ と連署して申込みをしなければならない。

2 本管所有者は、給水の廃止又は撤去をしようとするときは、あらかじめ分岐給水使用者 _____ と協議し、その旨を管理者に通知しなければならない。

3 前項の場合において、分岐給水使用者は、引き続き給水を受けようとするときは、本管取得の _____ 手続をしなければならない。この場合において、分岐給水使用者が当該手続をしないときは、給水を廃止したものとみなす。

(給水設備の位置)

第7条 給水設備の位置は、申込者において選定しなければならない。ただし、管理者は、その位置が不適当と認めるときは、変更させることができる。

3 給水区域内の配水管が布設されていない地域において給水装置工事の申込みがあった場合における新たな配水管の布設に要する費用の負担については、管理者が別に定める。

4 前項の場合において、管理者は、配水管の計画的な布設 又は水圧の関係により給水が困難であると認められる場合は、給水装置工事の申込みを保留することができる。

(分岐給水の申込み)

第6条 他人の給水管から分岐して給水を受けようとする者は、分岐元の給水管の所有者(次項において「本管所有者」という。)と連署して申込みをしなければならない。

2 本管所有者は、給水の廃止又は撤去をしようとするときは、あらかじめ分岐して新たに布設された給水管の使用者(次項及び第4項において「分岐給水使用者」という。)と協議し、その旨を管理者に通知しなければならない。

3 前項の場合において、分岐給水使用者は、引き続き給水を受けようとするときは、本管を取得する手続をしなければならない。 _____

4 分岐給水使用者が前項に規定する手続を行わないときは、給水を廃止したものとみなす。

(給水装置の位置)

第7条 給水装置の位置は、申込者において選定しなければならない。ただし、管理者は、その位置が不適当と認めるときは、変更させることができる。

2 前項の他人の土地又は家屋を使用する場合は、申込書にその所有者及び占有権者の連署を要する。

(開発等の事前協議)

第8条 (略)

2 前項 について必要な事項は、管理者が別に定める。

(新設等の費用負担)

第9条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、修繕及び撤去について管理者が特に必要があると認めたものについては、町においてその費用の一部又は全部を負担することができる。

2 (略)

(工事の施行)

第10条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定を した者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後に町長の工事 検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により管理者が工事を 施行する場合においては、当該工事 に関する利害関係人の同意書等 の提出を求めることができる。

4 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者

2 前項の場合において、給水装置が他人の土地又は家屋を占有することとなるときは、当該所有者との連署をもって申し込まなければならない。

(開発等の事前協議)

第8条 (略)

2 前項の規定による協議について必要な事項は、管理者が別に定める。

(新設等の費用負担)

第9条 給水装置工事 に要する費用は、当該給水装置工事を行う 者の負担とする。ただし、修繕又は撤去について管理者が特に必要があると認めたものについては、町においてその費用の一部又は全部を負担することができる。

2 (略)

(工事の施行)

第10条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定による指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、当該工事のしゅん工後に管理者のしゅん工検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により管理者が給水装置工事を施行する場合においては、当該給水装置工事に関する利害関係人の同意書その他関係書類の提出を求めることができる。

4 給水装置工事 を施行する者

は、給水装置の構造を水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「令」という。)第5条に定める基準 _____ に適合させなければならない。

5 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、令第5条に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。

(給水管及び給水用具の指定)

第11条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター _____ までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーター _____ までの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 (略)

(工事費の算出方法)

第12条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次 _____ の合計額とする。

(1)～(6) (略)

2 前項各号に定めるもののほか、特別 _____ の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する _____ 工事費の算出に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(工事費の予納)

は、給水装置の構造を水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「令」という。)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合させなければならない。

(給水管及び給水用具の指定)

第11条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から町の水道メーター(以下「メーター」という。) _____ までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーター _____ までの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 (略)

(工事費の算出方法)

第12条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額とする。

(1)～(6) (略)

2 給水装置工事の工事費に、前項各号に掲げるもののほか特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する給水装置工事の工事費の算出に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(工事費の予納)

第13条 申込は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事竣工後に精算する。

(工事申込みの取消し)

第14条 管理者は、次の場合において工事の申込みを取り消したものとみなす。

(1) 申込者が工事費予算額の納付通知を発した日から20日以内にこれを納入しないとき、又は必要書類を提出しないとき。

(2) 工事施行に際し 申込者の責めに帰すべき事由により着手できないとき。

(補修)

第15条 町が施行した給水設備の瑕疵による損壊は、工事竣工の日から3箇月以内に発生したときに限り、町費をもって補修する。

(給水装置等の変更等の工事)

第16条 (略)

2 前項の場合において、その工事に要する費用は、原因者の負担とする。

(自己の材料及び設備の申込み)

第18条 申込者は、自己の材料の使用を申し込み、管理者の承認を受けて特別の設備をなすことができる。ただし、使用材料は着手前に、設備は竣工後速やかに検査を受けなければならない。増設、改造及び変更の場合も同様とする。

(土地等の所有権移動の届出)

第13条 申込者は、設計によって算出した給水装置工事の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事のしゅん工後に精算する。

(工事申込みの取消し)

第14条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、給水装置工事の申込みを取り消したものとみなす。

(1) 申込者が、管理者が給水装置工事の工事費の概算額の納付に係る通知を発した日から20日以内にこれを納付しないとき、又は必要書類を提出しないとき。

(2) 給水装置工事の施行に際して、申込者の責めに帰すべき事由により着手できないとき。

(補修)

第15条 町が施行した給水設備の瑕疵による損壊は、工事のしゅん工の日から3箇月以内に発生したときに限り、町費をもって補修する。

(給水装置等の変更等の工事)

第16条 (略)

2 前項の場合において、当該工事に要する費用は、原因者の負担とする。

(自己の材料及び設備の申込み)

第18条 申込者は、自己の材料の使用を申し込み、管理者の承認を受けて特別の設備をなすことができる。ただし、使用材料は着手前に、設備は工事のしゅん工後速やかに検査を受けなければならない。増設、改造及び変更の場合も同様とする。

(所有権移転の場合の届出)

第19条 給水設備のある土地又は家屋の所有権に異動を生じたときは、10日以内に双方連署をもって、その旨を管理者に届け出なければならない。この場合において、前所有者と連署ができないときは、その理由を述べて管理者の承認を受けなければならない。

(給水目的)

第21条 給水の目的は、次の5種 _____ とする。

- (1) 一般用 生活用水その他に _____ 使用するもの
- (2) 営業用 一般公衆浴場に使用するもの
- (3) (略)
- (4) 公衆用 公衆用に使用するもの
- (5) 一時用 建設工事現場及び臨時に使用するものをいう。ただし、住居者負担において行う増改築、補修等の小規模工事に係るものを除く。

(給水方法)

第22条 給水の方法は、次のとおりとする。

- (1) 一般用、営業用、公衆用及び一時用は、量水器を使用して給水する。
- (2) 消火栓を消防の演習に使用するときは、量水器を使用しないで管理者の認定により水量を定め給水することができる。
- (3) 消火用は、量水器を使用しないで給水する。

(給水開始等の届出)

第23条 水道の給水を開始し、休止し、又は廃止しようとする者は、あらかじめ町長にその旨 _____ 届け出なければならない。この場合にお

第19条 給水装置が他人の土地又は家屋を占有している場合において、当該土地又は家屋の所有権が移転したときは、新たな所有者との連署をもって、10日以内に管理者に届け出なければならない。

(給水目的)

第21条 給水の目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般用 生活用水又は営業用水として使用するもの
- (2) 公共用 地域の自治公民館又は集会施設(消防団詰所を含む。)において使用するもの
- (3) (略)
- (4) 一時用 建設工事現場及び臨時に使用するもの _____ (住居者負担 _____ において行う増改築、補修等の小規模工事に係るものを除く。)

(給水方法)

第22条 給水の方法は、次のとおりとする。

- (1) 一般用、公共用 _____ 及び一時用は、メーターを使用して給水する。
- (2) 消火栓を消防の演習に使用するときは、メーターを使用しないで管理者の認定により水量を定め給水することができる。
- (3) 消火用は、メーターを使用しないで給水する。

(給水開始等の届出)

第23条 _____ 給水を開始し、休止し、又は廃止しようとする者は、あらかじめ、管理者にその旨を届け出なければならない。この場合にお

いて、給水使用者と設備所有者と異なるときは、設備所有者の同意を要する。

(給水装置所有者の代理人)

第24条 給水装置の所有者が町内に居住しないとき、又は町長において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため町内に居住する代理人を定め、管理者に届け出なければならない。代理人に変更があったときも同様とする。

(管理人の選定)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) (略)
- (2) その他町長が必要と認めた者

2 (略)

(水道メーターの設置)

第26条 給水量は、町の水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 管理者は、使用水量を計量するため特に必要があると認めるときは、受水タンク以下の装置に町のメーターを設置することができる。
- 3 メーターは給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。
- 4 メーターの位置が管理上不適当となったときは、管理者は、所有者又は使用者の負担においてこれを変更改善させることができる。

(メーターの貸与)

いて、水道の利用者と給水装置の所有者と異なるときは、給水装置の所有者の同意を要する。

(給水装置所有者の代理人)

第24条 給水装置の所有者が町内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため町内に居住する者を代理人としてを定め、管理者に届け出なければならない。代理人に変更があったときも同様とする。

(管理人の選定)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) (略)
- (2) その他管理者が必要と認めた者

2 (略)

(メーターの設置)

第26条 給水量は、メーターにより計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 管理者は、使用水量を計量するため特に必要があると認めるときは、受水タンク以下の装置にメーターを設置することができる。
- 3 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。
- 4 メーターの位置が管理上不適当となったときは、管理者は、所有者又は使用者の負担において、これを変更改善させることができる。

(メーターの貸与等)

第27条 メーターは、管理者が設置して、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道利用者等」という。)に保管させる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者は、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

4 使用水量がメーターの使用基準を著しく増減する場合は、メーター口径を変更させることができる。

(水道の利用、変更等の届出)

第28条 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(1) (略)

(2) メーターの口径(以下「口径」という。)又は用途を変更するとき。

2 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(消火栓の使用)

第29条 (略)

2 私設消火栓を、消防の演習に使用するときは、管理者の指定する職員の出会いを要する。

第27条 メーターは、管理者が水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道利用者等」という。)に貸与して、水道利用者等に保管させるものとする。

2 水道利用者等は、善良な管理者の注意をもって、メーターを管理しなければならない。

3 水道利用者等は、前項に規定する管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又はき損したときは、その損害について賠償しなければならない。

4 管理者は、使用水量がメーターの使用基準を著しく増減する場合には、メーターの口径を変更させることができる。

(水道の利用、変更等の届出)

第28条 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(1) (略)

(2) 用途又はメーターの口径 を変更するとき。

2 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 管理人_____又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第29条 (略)

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する職員の出会いを要する。

3 私設消火栓設備者は、火災の場合 _____ は、その使用を拒むことはできない。

4 消火栓を消防の演習に使用するとき、使用時間は10分を超えてはならない。

(水道使用者等の管理上の責任)

第30条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって水が _____ 汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項 _____ において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者は、必要と認めるときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の _____ 管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

4 管理者は、第1項の _____ 管理義務を怠った者に対し、水道水の汚染防止又は障害除去のための必要な措置をとることを指示することができる。

(給水装置及び水質の検査)

第31条 管理者は、給水装置又は供給する水道水の水質 _____ について水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額 _____ を徴収する。

(量水器の検査請求)

第32条 給水使用者 _____ は、量水器に _____ 異常があると思われるときは、量

3 私設消火栓の設置者は、火災が発生したときは、その使用を拒むことはできない。

4 消火栓を消防の演習に使用するとき、使用時間は、10分を超えてはならない。

(水道使用者等の管理上の責任)

第30条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水道水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項の場合において修繕を必要とするときは、当該修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者は、必要と認めるときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項に規定する管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

4 管理者は、第1項に規定する管理義務を怠った者に対し、水道水の汚染防止又は障害除去のための必要な措置を講ずるよう指示することができる。

(給水装置又は水質の検査)

第31条 管理者は、給水装置又は供給する水道水の水質の検査 _____ について水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費相当額 _____ を徴収する。

(メーターの検査)

第32条 水道使用者等は、メーターに _____ 異常があると思われるときは、管

水器の 検査を請求することができる。

2 前項の 検査の結果、メーターの許容器差の範囲を超えたときは、消費水量を更正する。

(料金の支払義務)

第33条 (略)

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第34条 料金は、1箇月につき次に掲げる用途及び量水器口径の区分に従い、使用水量に応じ基本料金及び従量料金の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

	量水器口径 区分	基本水量	基本料金1箇月 につき	従量料金7m ³ を超える1 m ³ につき
一般用	13ミリメートル	7m ³ 当たり	1,100円	154円
	20 "	"	1,221円	154円
	25 "	"	1,243円	154円
	30 "	"	1,342円	154円
	40 "	"	1,496円	154円
	50 "	"	3,652円	154円
	75 "	"	4,510円	154円
営業用	20 "	"	1,221円	7m ³ を超え200m ³ まで1 m ³ につき 99円
	25 "	"	1,243円	200m ³ を超える1m ³ につ

理者にメーターの検査を請求することができる。

2 管理者は、前項の検査の結果、メーターの許容器差の範囲を超えたときは、使用水量を更正しなければならない。

(料金の支払義務)

第33条 (略)

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納付について連帯して責任を負うものとする。

(料金)

第34条 料金は、1箇月につき、次の表に掲げる用途及びメーターの口径区分に従い、使用水量に応じ基本料金及び従量料金の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、一時用は1立方メートル当たり、消火栓(演習用)は消火栓1個につき1回当たりをもって、それぞれ同表に掲げる額を乗じて得た額とする。

用途	メーターの 口径区分	基本水 量	基本料金 1箇月につき	従量料金 7m ³ を超える1m ³ につ き
一般用	13ミリメートル	7m ³ 当 た り	1,320円	187円
	20ミリメートル	7m ³ 当 た り	1,474円	187円
	25ミリメートル	7m ³ 当 た り	1,496円	187円
	30ミリメートル	7m ³ 当 た り	1,617円	187円
	ル	リ		

		き 154円
一時用	1m ³ につき	308円
消火栓(演習用)	10分(約10m ³)	1,100円

注 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

(料金の算定及び徴収)

第35条 料金は、1月ごとの定例日(料金算定の基準日として管理者があらかじめ定めた日をいう。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認め、これを変更したときは、当該変更後の日をいう。以下同じ。)において計量した使用水量に応じて算定し、定例日の属する月の翌月の25日までに徴収する。ただし、一時用水その他臨時的な使用に係るものについては、その都度これを徴収する。

2 (略)

(特別な場合の料金算定)

第37条 (略)

2 使用の休止又は廃止の届出がないときは、量水器に使用水量を表示しない場合も基本料金を徴収する。違反処分により給水を停止したと

40ミリメートル	7m ³ 当たり	1,804円	187円
ル	り		
50ミリメートル	7m ³ 当たり	4,389円	187円
ル	り		
75ミリメートル	7m ³ 当たり	5,412円	187円
ル	り		
公共用	7m ³ 当たり	660円	187円
	り		
一時用	1m ³ 当たり		374円
消火栓 (演習用)	消火栓1個 1回当たり		1,320円

(注) 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

(料金の算定及び徴収)

第35条 料金は、1月ごとの定例日(料金算定の基準日として管理者があらかじめ定めた日をいう。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認め、これを変更したときは、当該変更後の日をいう。以下同じ。)において計量した使用水量に応じて算定し、定例日の属する月の翌月の25日までに徴収する。ただし、一時用その他臨時的な使用に係るものについては、その都度これを徴収する。

2 (略)

(特別な場合の料金算定)

第37条 (略)

2 使用の休止又は廃止の届出がないときは、メーターに使用水量を表示しない場合も基本料金を徴収する。違反処分により給水を停止したと

きも同様とする。

3 月の中途において、口径又はその用途 に変更があった場合は、その使用日数の多い料金を適用する。

(量水器異常時の計算)

第38条 量水器に異常を認めた場合、前月検針の時から修理を終わるまでの消費水量は、前月の消費高により日割をもって計算する。ただし、前月の消費高がないときは、修理後、検針までの消費高により日割りをもって計算する。

(火災による水量計算)

第39条 火災のため水道水を使用した場合は、その月の消費水量の計算については、前条の規定を準用する。

(無届使用に対する認定)

第40条 前使用者の給水装置を管理者に無届で使用した者は、前使用者に引き続いて使用したものとみなす。

(料金の徴収方法)

第42条 (略)

2 給水装置を休止し、又は廃止した場合の料金は、随時これを徴収する。ただし、口座振替による納入が可能な場合は、この限りでない。

(手数料)

第43条 手数料は、次の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込後、徴収することができる。

(1) 管理者が給水装置工事の設計をするとき

きも同様とする。

3 月の中途において用途又はメーターの口径に変更があった場合は、その使用日数の多い料金を適用する。

(メーター異常時の水量計算)

第38条 メーターに異常を認めた場合において、前月の検針の時から当該メーターの修理が完了するまでの間の使用水量は、前月の使用水量により日割りをもって計算する。ただし、前月の使用水量がないときは、修理の完了後から当月の検針の時までの使用水量により日割りをもって計算する。

(火災による水量計算)

第39条 火災のため水道水を使用した場合は、その月の使用水量の計算については、前条の規定を準用する。

(無届使用に対する認定)

第40条 前使用者の給水装置を管理者に無届けで使用した者は、前使用者に引き続いて使用したものとみなす。

(料金の徴収方法)

第42条 (略)

2 給水装置を休止し、又は廃止した場合の料金は、随時これを徴収する。ただし、口座振替による納付が可能な場合は、この限りでない。

(手数料)

第43条 管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の手数料を、申込者から、当該申込みの際に徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、申込みの後に徴収することができる。

1件につき 工事費の10パーセント

(2) 第10条第1項の指定をするとき

1件につき 10,000円

(3) 第10条第2項の設計審査(材料の確認を含む。)をするとき

1件につき 工事費の2パーセント

(4) 第12条の工事費、第27条のメーター損害額、第31条第2項の検査費及び第34条の水道料金等につき督促状を発行したとき

1回につき 100円

(施設工事の加入金)

第44条 給水装置の新設工事の申込みを行う者は、設置するメーターの口径により加入金として、次に定める額をその申込みの際に納付しなければならない。

メーター口径	加入金額
13ミリメートル	33,000円
20 "	44,000円
25 "	88,000円
30 "	143,000円
40 "	275,000円
50 "	495,000円
75 "	1,430,000円

2 給水装置の増径工事の加入金は、新旧メーターの口径に係る額の差額とする。ただし、口径を小さくした場合の差額は、還付しない。

3 管理者は、特別の理由があると認めるときは、加入金を減額し、又は免除することができる。

4 既納の加入金は、特別の理由がない限り還付しない。

(1) 管理者において給水装置工事の設計を行うとき 1件につき当該工事費の10パーセントに相当する額

(2) 第10条第1項に規定する指定を行うとき 1件につき10,000円

(3) 第10条第2項の設計審査(使用材料の確認を含む。)を行うとき 1件につき2,000円

(4) この条例の規定により納付しなければならない料金、手数料その他の費用が指定期間内に納付されていない場合に督促状を発行するとき 1回につき100円

(新設工事の加入金)

第44条 給水装置の新設の工事を申し込む者は、申込みの際に、管理者に、加入金を納付しなければならない。

2 前項の加入金の額は、メーターの口径区分に従い、次の表に掲げるとおりとする。

メーターの口径区分	加入金の額
13ミリメートル	44,000円
20ミリメートル	110,000円
25ミリメートル	165,000円
30ミリメートル	231,000円
40ミリメートル	429,000円
50ミリメートル	638,000円
75ミリメートル	1,463,000円

(注)表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

3 給水装置工事の口径を変更する場合の工事の加入金は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 口径を増加させる工事のとき 新旧メーターの口径に係る額の差

(料金、手数料等の減額又は免除)

第45条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を減額し、又は免除することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第47条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 (略)

(給水の停止)

第48条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道の利用者が第12条の工事費、第27条第3項の損害額、第34条の料金又は第43条の手数料を指定期限内に納入しないとき。

(2) 水道の利用者が正当な理由がなくて、第35条の
使用水量の計量又は第46条の検査を拒

額を加入金として徴収する。

(2) 口径を減少させる工事のとき 新たな加入金は徴収せず、また、既納の加入金は、還付しないものとする。

4 管理者は、特別の理由があると認めるときは、加入金について、減額し、又は免除することができる。

5 既納の加入金は、特別の理由がある場合を除き、還付しない。

(料金、手数料等の減額又は免除)

第45条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例の規定により納付しなければならない料金、手数料その他の費用を減額し、又は免除することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第47条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 (略)

(給水の停止)

第48条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道の利用者がこの条例の規定により納付しなければならない料金、手数料その他の費用を指定期限内に納付しないとき。

(2) 水道の利用者が正当な理由がなくて、第35条第1項の規定による使用水量の計量若しくは第46条の規定による給水装置の検査を拒み、

み、又は妨げたとき。

(3) (略)

第49条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、20日以内に給水を停止することができる。

(1) 正当な理由なく職員の調査を拒み、又は職務_____の執行を妨げた者

(2)・(3) (略)

(給水装置の切離し)

第51条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で____、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 未納による_____給水停止の状態であって、30日以上納付がないとき。

(4) その他管理者が必要_____と認めるとき。

(給水装置操作の禁止)

第52条 メーター、止水栓、消火栓その他特に定められた給水装置は、職員又は指示された者以外_____これを操作してはならない。

(貯水槽水道に関する設置者の責務)

第55条 (略)

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に關す

又は妨げたとき。

(3) (略)

第49条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、20日以内に給水を停止することができる。

(1) 正当な理由なく職員の調査を拒み、又はその職務の執行を妨げた者

(2)・(3) (略)

(給水装置の切離し)

第51条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 第48条第1号に掲げる理由に基づく給水停止の状態であって、30日以上納付がないとき。

(4) その他管理者が給水装置を切り離すことが必要であると認めるとき。

(給水装置操作の禁止)

第52条 メーター、止水栓、消火栓その他特に定められた給水装置は、管理者の職員又は管理者が指示した者以外は、これを操作してはならない。

(貯水槽水道に関する設置者の責務)

第55条 (略)

2 _____簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に關す

る検査を行うよう努めなければならない。

(過料)

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設し、改造し、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)し、又は撤去した者

(2) 正当な理由がなくて、第26条第3項のメーターの設置、第35条の使用水量の計量、第46条の検査又は第48条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第30条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(4) (略)

る検査を行うよう努めなければならない。

(過料)

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第5条本文の規定による管理者の承認を受けないで、給水装置工事を行った者

(2) 正当な理由がなくて、第26条第3項の規定によるメーターの設置、第35条第1項の規定による使用水量の計量、第46条の規定による給水装置の検査若しくは第48条の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第30条第1項に規定する給水装置の管理義務を著しく怠った者

(4) (略)